

別 表

寝屋川キャンパス施設使用料金表

1. 施設使用料金

(1)施設使用料金表 (講義室)

建物名	階数	教室名	座席数(定員)	座席数(試験時)	当日使用料 (円)	前日使用料 (円)
J号館	1階	食堂	257	-	36,800	3,680
J号館	3階	J301	60	40(移動机)	29,100	2,910
J号館	3階	J302	298	120(3人掛:179)	100,500	10,050
J号館	3階	J305	238	159	89,200	8,920
J号館	3階	J306	148	99	55,600	5,560
J号館	3階	J307	148	99	55,600	5,560
J号館	3階	J308	238	159	89,200	8,920
J号館	3階	J312	238	159	89,200	8,920
J号館	3階	J313	60	39(移動机)	28,400	2,840
J号館	4階	J401	60	40(移動机)	28,400	2,840
J号館	4階	J402	60	40(移動机)	29,100	2,910
J号館	4階	J403	60	40(移動机)	29,100	2,910
J号館	4階	J404	60	40(移動机)	29,100	2,910
J号館	4階	J406	238	159	89,200	8,920
J号館	4階	J407	148	99	55,600	5,560
J号館	4階	J408	148	99	55,600	5,560
J号館	4階	J409	238	159	89,200	8,920
J号館	4階	J413	238	159	89,200	8,920
J号館	4階	J414	60	40(移動机)	29,100	2,910
J号館	5階	J501	60	40(移動机)	29,100	2,910
J号館	5階	J502	60	40(移動机)	29,100	2,910
J号館	5階	J503	60	40(移動机)	29,100	2,910
J号館	5階	J504	60	40(移動机)	29,100	2,910
J号館	5階	J507	238	159	89,200	8,920
J号館	5階	J508	148	99	55,600	5,560
J号館	5階	J509	148	99	55,600	5,560
J号館	5階	J510	238	159	89,200	8,920
J号館	5階	J514	148	99	55,600	5,560
J号館	5階	J515	148	99	55,600	5,560
J号館	6階	J610	180	120	67,400	6,740

- ・使用時間に関わらず、上記の当日使用料を徴収する。
- ・当日の使用のために前日準備をする場合は、使用時間に関わらず前日使用料を徴収する。
- ・上記の料金は消費税を含む。

(2) 冷暖房費

冷暖房料金は、教室使用料の 10%とする。

ただし、使用日の 2 日前までに本学に申し出ることにより、使用有無の変更は可能とする。

注) 水道、電気及びエレベーター使用料は、施設使用料に含む。

- 上記の料金は消費税を含む。

(3) 備品使用料

マイク	1 教室あたり	550 円
立て看板 (大) (小)	一 式	2,200 円
折り畳み (机) (椅子)		

- 上記の料金は消費税を含む。

2. 利用料金

主催者は、使用後に本学が請求した請求書に基づき、本学指定の口座に使用料を振込まなければならぬ。

3. キャンセル料

(1) 使用する 60 日前から 4 日前までの取消の場合 上記使用料の 20%

(2) 使用する 3 日前から前日までの取消の場合 上記使用料の 50%

(3) 使用する当日の取消の場合 上記使用料の全額

ただし、主催者から主催者の責に帰さない事由による使用取消しの連絡があった場合、

その事由等について本学が妥当と判断した場合に限り、キャンセル料の徴収は行わない。

なお、使用取消し時点において、主催者の責により算出のベースとなる使用料が確定していない場合は、算出のベースとなる使用料を「全教室利用時の使用料の 50%」として、上記の料率に基づきキャンセル料を算出する。

4. 設備機器の損傷、盗難について

使用者は、施設の使用中に施設、設備及び備品等を損傷し、又は、盗難があったと認められる場合は、その損害を賠償しなければならない。

附 則

この別表は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この別表は、平成 30 年 7 月 30 日より施行する。

附 則

この別表は、2019年10月1日より施行する。

附 則

この別表は、2020年12月1日より施行する。

附 則

この別表は、2021年4月1日より施行する。

附 則

この別表は、2026年4月1日より施行する。